

# 一部事務組合下北医療センター余裕期間制度実施要綱

令和6年5月24日  
訓令甲第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一部事務組合下北医療センター（以下、「発注者」という。）が発注する工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保に資するため、技術者の配置を猶予し、労働者の確保や建設資材の調達ができる余裕期間を設定した契約方式を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事開始日の前日までをいう。
- (2) 実工期 実際に工事を実施するために要する期間で、準備工事から後片付けまでを含んだものをいう。
- (3) 工事開始日 受注者が決定する実工期の開始日をいう。
- (4) 工事の終期 受注者が決定する実工期の最終日をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。
- (6) 工事着手期限日 発注者が定める工事に着手する期限の日をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事は、発注者がこれを設定することが有益と認める工事とする。

(工期の設定)

第4条 工期は次の各号により設定するものとする。

- (1) 発注者はあらかじめ全体工期を設定するものとし、そのうち実工期については標準工事日数又は積上げにより適正な期間を確保しなければならない。
- (2) 発注者は工事着手期限日を指定することができる。この場合、工事開始日は工事着手期限日を超えて設定することができない。
- (3) 受注者は全体工期の範囲内において、任意の日を工事開始日及び工事の終期として設定し、工事開始日に係る届出書（様式第1号）により契約締結前に

発注者に通知しなければならない。なお、この工事開始日から工事の終期までの期間は第7条第2項第2号で示す実工期を超えて設定することができる。

(余裕期間の設定)

第5条 余裕期間は、6か月を超えない範囲で設定することができる。ただし、6か月を超える余裕期間を設定する必要がある場合、発注者はその理由を整理の上、必要な余裕期間を設定することができる。

(余裕期間内の取扱い)

第6条 余裕期間内において、受注者は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置することを要さない。

2 受注者は、労務の手配（下請契約を含む。）及び現場に搬入しない資材等の準備について、受注者の責により行うことができる。

3 余裕期間内の現場管理は、発注者の責において行うものとし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。

(対象工事等の明示)

第7条 発注者は、余裕期間を設定する工事の競争入札を実施する場合は、当該入札に係る公告、指名競争入札通知等に余裕期間を設定する工事であることを示すものとする。

2 発注者は、余裕期間を設定する工事の入札に係る公告又は仕様書等に次の各号について示すものとする。

(1) 全体工期

(2) 実工期

(3) 工事着手期限日

(4) 余裕期間内において、受注者は監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の配置を要しないこと。また、資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならないこと。

(契約関係の取扱い)

第8条 余裕期間制度を実施する場合における発注者及び受注者の契約関係の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書に記載する工期は、契約締結日の翌日から工事の終期までとする。

(2) 工程表には前号の工期を記載するものとし、工事請負契約書の規定に従い

発注者へ提出するものとする。

(3) 工事着工届、現場代理人及び主任技術者等の届は、工事着手にあたり発注者へ提出するものとする。

(4) 受注者は、工事開始日以後より前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。

(5) 契約保証の期間は、第1号に規定する工期とする。

(工事開始日等の変更)

第9条 受注者は、第4条第1項第3号に規定する届出書（様式第1号）に記載した工事開始日等を変更しようとする場合、発注者と協議の上、変更事項を記載した届出書（様式第1号）を発注者へ提出しなければならない。

2 受注者は、その責によらない場合を除き、第4条第1項第1号により発注者が設定した全体工期を超えて工事の終期を変更することはできない。

3 受注者は、その責によらない場合を除き、第4条第1項第2号により発注者が指定した工事着手期限日を超えて工事開始日を変更することはできない。

4 第1項に定める協議により工事の終期を変更する場合は、発注者及び受注者は当該内容について契約の変更を行うものとする。

(積算関係の取扱いと経費の負担)

第10条 工事費の算定にあたっては、余裕期間を設定しないものとして、実工期を基本に算出するものとする。

2 余裕期間の設定により増加する経費（ただし、日本国内における賃金水準又は物価水準の変更により増加する経費は除く。）は、受注者の負担とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、余裕期間制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に公告し、又は指名通知をした競争入札については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

一部事務組合下北医療センター  
管理者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

工事開始日に係る（変更）届出書

次の工事について、工事開始日を定めましたので下記のとおり届け出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 開 始 日	
工 事 の 終 期	